

新たな5カ年の減災に係る取組方針（案）

【改定の理由】

- 現在の「概ね5年間で実施する取組」が策定後概ね5カ
年が経過したことから、見直しが必要であること。
- 流域治水プロジェクトが各水系において公表され、水防災意識社会再構築協議会（大規模氾濫減災協議会）の地域の取組方針が流域治水プロジェクトのソフト施策として位置付けられる予定であること。



流域治水プロジェクトのソフト対策にも位置付けられる新たな「概ね5年間で実施する取組」を策定。

取組方針を水系・地区毎に1本化

- 流域治水プロジェクトのソフト施策として位置付けられる予定であるため、「大淀川下流」、「大淀川上流」、「大淀川県管理区間」の3つある取組方針を「大淀川」に1本化。
- 水系毎に1本化する事に伴い、「流域の概要」等の全体的な見直しを実施。

構成機関、構成員の見直し

- 前回の協議会にて九州電力（株）宮崎支店、今回の協議会にて熊本県、多良木町が協議会の構成機関として新たに加わった事から見直しを実施。

流域治水プロジェクトへの位置付け

- 本取組方針が流域治水プロジェクトへ位置付けられる予定であることを取組方針に記載。
- ハード対策及び土地利用規制等は流域治水プロジェクトに再編。

「取組状況と現状の課題」を更新

- フォローアップ内容を基に、現在の取組状況と課題を更新
- 「平成30年度内水被害軽減に向けた取組の推進」について、今後も継続した取組が必要であることから、「取組状況と現状の課題」に「内水被害軽減に向けた取組の推進」について記載。

「減災のための目標」の再編

- これまでの目標を継続する方針であること及び、取組方針を水系（地区）で1本化することから記載内容の再編を実施。
- 「3本柱の取組」については、「概ね5か年で実施する取組」に合わせ、「水害に強い人づくりの推進」、「情報伝達のための環境づくりの推進」、「水害に強いまち・防災拠点づくりの推進」に再編。

概ね5年間で実施する取組

取組継続を基本としているが、時点修正や以下の項目について追記。

（1）水害に強い人づくりの推進

- 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）等の感染症流行時にも実施可能な防災学習のメニューや教材を作成。
- 洪水予報河川及び水位周知河川以外の法河川（いわゆるその他河川）において、浸水想定区域の指定を行い、各市町村のハザードマップに反映。
- 住民への水防災意識向上の手段としてマイタイムラインの推進

概ね5年間で実施する取組

- 土砂災害防止法に基づく基礎調査（2巡目）を進め、土砂災害警戒区域等の見直しを行い、ハザードマップを更新。

（2）情報伝達のための環境づくりの推進

- 避難情報に関するガイドラインの改定（令和3年5月）を踏まえたタイムラインの見直し。

（3）水害に強いまち・防災拠点づくりの推進

- 入所型の社会福祉施設については、避難の実効性を高めるため、施設利用者のケアの継続などを踏まえた避難確保計画（垂直避難など）の作成や避難訓練の実施など指導、支援を行う。
- （4）水害に強い防災拠点づくりの推進を（3）水害に強いまちづくりの推進に統合。
- 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）等感染流行時の避難所運営体制の整備及び必要な資機材の確保。

概ね5年間で実施する取組

(4) 内水被害軽減に向けた取組

- 「平成30年度内水被害を受けた今後の取組」については、「概ね5年間で実施する取組」の最後に6-2として追記し、フォローアップも別にしていたが、効率化のため「より水害に強い地域づくりに向けた取組」の中に記載（統合）。
(⇒取組実施機関については、直轄区間の自治体としている。)
- 上記のうち、河川整備に基づく河道掘削については、流域治水プロジェクトに再編。

その他事項

- 「被害を最小にするハード整備」については、流域治水プロジェクトに再編。